

令和4年度原油価格・物価高騰緊急支援給付金給付申請書兼実績報告書（新規創業者用）

山形県知事 殿

令和 4 年 月 日

申請事業者

こちらの様式は、法人の場合は設立日が、個人事業主の場合は開業日が、令和3年6月2日～令和4年5月1日までの事業者が対象です。記入にあたっては、記入例と申請の手引き（新規創業者用）を確認しながら、正しく記入してください。

法人の所在地又は個人事業主の住所
フリガナ
法人名又は個人事業主の屋号
フリガナ
代表者職氏名

〒	

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

1 申請金額（該当する金額の欄（どちらか一つ）に「〇」を記入してください。）		確認欄 (〇を記入)
① 法人の場合	100,000円	
② 個人事業主の場合	50,000円	

2 事業者概要

主たる業種	番号	名称	← 裏面記載の「日本標準産業分類」で定める業種の番号と名称を記入	
担当者 (日中連絡が取れる方)	フリガナ		連絡先 (電話番号)	
	氏名			
郵送物の送付先 (受取可能な住所)	〒 ※上に記載した申請事業者欄と同じ場合、「同上」でも可			
振込先口座 (ゆうちょ銀行)	記号		番号	
	口座名義人カナ			
振込先口座 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	銀行・金庫・組合		金融機関コード (数字4桁)
	支店名	店・支店・出張所		支店コード (数字3桁)
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義人カナ			

3 要件確認（※確認欄すべてに「〇」の記入がないと、給付金を受けることができません。）		確認欄 (〇を記入)
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。		
(2) 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。		
(3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。		
(5) 県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金（バス、タクシー・ハイヤー事業者対象）」又は「運送事業者原油価格高騰支援給付金（トラック事業者対象）」の給付を受けておらず、また今後も受ける予定がない。		
(5) 令和4年4月、5月、6月のいずれかの売上げが、対象月の売上げと比較して30%以上減少した。（売上げの対象月比が70%以下である。）		

・次の表に売上げを記入し、③対象月比が70%以下であることを確認してください。

① 対象月とその売上げ (令和3年7月～令和4年5月までのいずれか一月)	② 令和4年4月・5月・6月のうち①の月と比較して、売上げが30%以上減少した月とその売上げ	③ 対象月比 (②÷①×100)
対象月(※1) 令和 年 月	売上げが30%以上減少した月(※2) 令和 4 年 月	
対象月の売上げ 円	上記の月の売上げ 円	
		(※3) %

(※1) 令和3年7月～令和4年5月までのいずれかの月で、その翌月以降の令和4年4月・5月・6月のいずれか一月と比較して、売上が30%以上多かった月を記入してください。

(※2) 売上が対象月(※1)と比較して30%以上減少した月(令和4年4月・5月・6月のいずれか一月(対象月の翌月以降))を記入してください。

(※3) 対象月比は、小数点以下を切り上げてください。

～ 裏面にも記載欄があります ～

4 添付書類（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）		確認欄 (○を記入)
(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書（ 税務署受付印があるもの ）の写し ※会社設立の年月日又は開業日が、令和3年6月2日～令和4年5月1日までのものに限る。		
(2) 対象月(令和3年7月～令和4年5月までのいずれかの一月)の売上げが分かる書類 ・売上台帳、月次残高試算表など、令和4年4月・5月・6月のいずれかの一月と比較して、売上が30%以上多かった月（令和3年7月～令和4年5月までのいずれかの一月）の売上げが分かる書類 ※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。		
(3) 令和4年4月、5月又は6月の売上げが分かる書類（ 売上が0の場合も必要 ） ・売上台帳、月次残高試算表など、対象月と比較して、売上げが30%以上減少した月（令和4年4月・5月・6月のいずれかの一月）の売上げが分かる書類 ※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。		
(4) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。） ※表紙を開いて見開き2ページ分（金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）の全てが記載されたページ）		

5 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号）に違反する行為があったとき

6 日本標準産業分類（中分類）

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	33	電気業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
2	林業	34	ガス業	66	補助的金融業等
3	漁業(水産養殖業を除く)	35	熱供給業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
4	水産養殖業	36	水道業	68	不動産取引業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	37	通信業	69	不動産賃貸業・管理業
6	総合工事業	38	放送業	70	物品賃貸業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	39	情報サービス業	71	学術・開発研究機関
8	設備工事業	40	インターネット附随サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
9	食料品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	73	広告業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	42	鉄道業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
11	繊維工業	43	道路旅客運送業	75	宿泊業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	44	道路貨物運送業	76	飲食店
13	家具・装備品製造業	45	水運業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	46	航空運輸業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
15	印刷・同関連業	47	倉庫業	79	その他の生活関連サービス業
16	化学工業	48	運輸に附帯するサービス業	80	娯楽業
17	石油製品・石炭製品製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)	81	学校教育
18	プラスチック製品製造業	50	各種商品卸売業	82	その他の教育、学習支援業
19	ゴム製品製造業	51	繊維・衣服等卸売業	83	医療業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	52	飲食料品卸売業	84	保健衛生
21	窯業・土石製品製造業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
22	鉄鋼業	54	機械器具卸売業	86	郵便局
23	非鉄金属製造業	55	その他の卸売業	87	協同組合(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	56	各種商品小売業	88	廃棄物処理業
25	はん用機械器具製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	89	自動車整備業
26	生産用機械器具製造業	58	飲食料品小売業	90	機械等修理業(別掲を除く)
27	業務用機械器具製造業	59	機械器具小売業	91	職業紹介・労働者派遣業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	60	その他の小売業	92	その他の事業サービス業
29	電気機械器具製造業	61	無店舗小売業	93	経済・文化団体
30	情報通信機械器具製造業	62	銀行業	94	宗教
31	輸送用機械器具製造業	63	協同組織金融業	95	その他のサービス業
32	その他の製造業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		